

令和8年第3回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和8年3月27日（金） 午前9時00分～10時15分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（11人）

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 薮 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員の指名（3番 木場 由美子 委員・4番 樋ノ口 正信 委員）

議事日程

日程第1 報告議案第5号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法 について
日程第2 報告議案第6号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法 について
日程第3 議案第12号	農地法第3条第1項の規定による許可申請（2件）について
日程第4 議案第13号	農地法第5条第1項の規定による許可申請（2件）について
日程第5 議案第14号	非農地証明願（1件）について
日程第6 議案第15号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について
日程第7 議案第16号	農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について

会議の概要

松原主査 皆様、おはようございます。ただ今から、令和8年第3回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

松原主査 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いいたします。

議長 会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

松原主査 農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員数11名で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、会次第に従いまして、進行していきます。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員は、3番の 木場由美子 委員と、4番の 樋ノ口正信 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをご覧ください。日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は、2件4筆2,425㎡です。1番は後程14ページの2番で、同じ貸人と借人で促進計画案にて契約をするための解約です。2番は、農地集約のための解約です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いますが、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということなので、日程第1報告議案第5号については報告のとおり決定することといたします。

次に日程第2報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 2ページ、3ページをご覧ください。日程第2報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は、11件16筆14,865㎡です。1番は後程4ページの3条申請で、贈与のための解約です。2番、3番は14ページの促進計画案で、新たな耕作者と貸借契約をするための解約です。4番、5番は、後程15ページの配分計画案で、耕作者を変更するための解約です。6～10番は、農地集約のための解約です。11番は、所有者の死亡により相続放棄が発生し、貸人が決まらないための解約です。よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いますが、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第2報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2報告議案第6号については、報告のとおり決定することといたします。

次に日程第3議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申

請についてを議題とします。今回の申請は2件であります。2件終了後質疑に入ります。それでは、No.1 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 日程第3議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。4ページをご覧ください。No.1 についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 4番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1 について報告します。3月20日午後5時から、譲受人と池田一成委員と私で現地確認をしてきました。申請地は資料4～5ページを参照してください。農地は農用地区域内農地です。農地の贈与です。地目は田で、1,363㎡です。労働力は4人です。農機具はトラクター、田植機、乾燥機、草払い機、防除機等所有されています。営農計画は水稻栽培です。自宅からの距離は100mです。譲受人は労働力、施設とも十分あり、私達の見たところ問題ないと思います。皆様方の審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。次にNo.2 について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 6ページをご覧ください。No.2 についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。申請地は譲受人が借り受けている畑の隣です。調査は【正】を木場委員、【副】を池田善之委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

木場委員 3番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2 について報告します。3月23日午前9時より行政書士と、池田善之委員と私で調査を実施しました。位置図は6ページ、7ページを参照してください。通作距離は約4kmです。農機具はトラクター、草払い機等一式持っています。譲受人はこの周辺にも沢山さつまいもを栽培しており、問題はないと見てきました。皆様方のご審議をよろしくお願

します。

議長

ありがとうございます。事務局、調査員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。まずNo.1について、皆様の方から何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、次にNo.2について何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、日程第3議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで日程第3議案第12号については、申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第4議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件であります。2件終了後質疑に入ります。ではNo.1について、事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第4議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。8ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、実家の隣接地であり、利便性が高い申請地を買い受けて、雑貨を販売する店舗を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を上迫田委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

上迫田委員

8番上迫田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、3月23日(月)午前9時より行政書士立会いのもと、古賀委員と調査をいたしましたので、報告いたします。資料の8～9ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地で、転用目的は実家の隣接地であり、利便性が高い申請地を買い受け

て、雑貨を販売する店舗を建築したいためです。駐車場としての面積も必要であるため、申請地を譲り受けたい。被害防除計画書の造成計画は、1.5mの切土を行います。それに伴う被害防除策として、擁壁を設けます。周囲に農地はなく、被害を及ぼす恐れはありません。用・排水計画の用水は必要ありません。雨水排水は水路放流です。汚水処理と、生活雑排水は発生しません。付近の状況ですが、東と西側は宅地、南と北側は公衆用道路です。資金調達計画は自己資金で、工期は令和8年4月から12月までとなっております。5条申請の備考欄に記載してあります書類等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

原田主査 No.2についてご説明いたします。10ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地及び隣接する麓〇〇番、宅地90.95㎡を買い受けて、一体利用により住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 11番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について現地調査報告をいたします。場所につきましては資料の10ページ～11ページを参照してください。3月21日(土)午後4時より行政書士、久木山委員と私で調査をいたしました。事務局からの説明もありましたが、申請人は現在借家住まいで、申請地と隣接する宅地を譲り受け、自宅を建築したいとのことです。農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域です。周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は畑、北側は宅地です。造成工事は車庫部分、敷地入口部分の切り下げを行います。他は現状のままで周囲に土砂流出防止の土留め壁を設ける計画です。用・排水につきましては、用水は公共上水道、雨水は溜枘を設置して東側道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側道路側溝へ流出させる計画です。南側に畑がありますが、建物予定敷地との距離がありますので、日照、通風等問題はないと思います。資金は銀行融資で、許可後速やかに着工したいとのこと。必要書類は資料の備考欄に記載されています。私どもの調査では、申請に何ら問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局、調査委員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。まずNo.1について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、No.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは日程第4議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということで、日程第4議案第13号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第5議案第14号非農地証明願1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第5議案第14号非農地証明願1件についてであります。12ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は所有者が農地法の手続きを知らず、26年前に申請地の一部に砂利を敷いて車庫を建築しました。現在まで隣地の宅地の一部と駐車場として利用しており、始末書が添付してあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 日程第5議案第14号非農地証明願1件については、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということで、日程第5議案第14号については、非農地証明を発行することといたします。

次に日程第6議案第15号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積

等促進計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

14 ページをご覧ください。日程第6議案第15号令和8年6月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。6件、11筆9,590㎡で、全て新規の契約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

日程第6議案第15号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第6議案第15号については、報告のとおり決定することとします。

次に日程第7議案第16号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員であります〇〇委員はご退席をお願いします。

(〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

15 ページをご覧ください。日程第7議案第16号令和8年6月1日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、2件2筆4,066㎡です。先程2ページの合意解約の4番と5番でご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質疑等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、日程第7議案第16号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第7議案第16号については、報告のとおり決定することといたします。〇〇委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員着席後)

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____

